

# 令和5年度

## 委託仕様書

1 件名 休日等動物死体収集運搬業務委託(単価契約)

2 場所 川越市内全域

3 積算原価 金 円/回

4 設計金額 金 円/回

5 委託の概要、理由

委託の概要	休日等の閉庁時において、本市内の公道上等に発生した動物死体の収集及び処理施設への運搬業務を委託するものである。 予定委託回数：576回（3年間）  契約期間：令和5年10月1日から令和8年9月30日まで（3年間） （地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
委託の理由	休日等の閉庁時における公道上等の動物死体を収集することにより、公衆衛生と交通安全の確保を図るものである。

## 内 訳 明 細 書

項 目	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備 考
令和5年度 休日等動物死体収集運搬業務委託					
1. 人件費		h			=A
2. 消耗品費(年額)		式			=B
3. 検査修繕費(年額)		式			=C
4. 保険料(年額)		式			=D
5. 減価償却費(年額)		式			=E
6. 税金[自動車関連](年額)		式			=F
7. 収集運搬1回あたり					
人件費		h			
消耗品費		式			B/576
燃料費(軽油)		L			
燃料費(エンジンオイル)		L			
検査修繕費		式			C/576
保険料		式			D/576
減価償却費		式			E/576
税金[自動車関連]		式			F/576
合計					=G
8. 諸経費		式			=H=G*諸経費率
9. 積算原価					=I=G+H
10. 消費税等の額					=J=I*10%
11. 設計金額					=K=I+J

## 休日等動物死体収集運搬業務委託（単価契約）仕様書

### 1. 目的

本仕様書は、川越市が執行する標記業務委託の内容等を定め、円滑かつ適正な運用を図るものである。

### 2. 概要

休日等の閉庁時において、川越市内の公道上等に発生した動物死体の収集運搬業務とする。

### 3. 契約期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までとする（3年間）。

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

### 4. 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、収集運搬出動1回当たりの金額を記載すること。

### 5. 受注者の要件

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号に定める基準を満たす者とする。

また、受注者が上記要件に適合しなくなった場合は、川越市は標記業務委託の契約を解除できるものとする。

### 6. 関係法令の遵守

受注者は、委託業務の実施にあたり、川越市の契約諸規定に従うとともに、次の関係法令を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
- (3) 労働基準法
- (4) 職業安定法
- (5) 労働者災害補償保険法
- (6) 労働安全衛生法
- (7) 道路交通法
- (8) その他関係法令

また、業務従事者に対するこれらの法令の遵守指導は、受注者の負担と責任において行うものとする。

### 7. 委託業務実施要領

- (1) 委託業務実施場所は、主として川越市内全域の公道上（別表除く）とする。
- (2) 委託業務実施日は、委託期間内の土・日曜日、祝（休）日、年末年始とする。
- (3) 委託業務実施時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。
- (4) 受注者は、川越市からの指示に基づき、動物死体の発生場所からこれを可及的速やかに収集し、指定された搬入先に運搬するものとする。なお、動物死体はダンボール等に梱包の上搬入するものとする。

- (5) 収集物の搬入先及び搬入時間は以下のとおりとする。  
搬入先：川越市東清掃センター（川越市大字芳野台2-8-18、TEL223-2645）  
搬入時間：午前8時30分から午後6時まで  
ただし、正午から午後1時を除く
- (6) 受注者は、委託業務が迅速かつ適正に実施できるよう、川越市と連絡のとれる体制を整えておくこと。
- (7) 受注者は、川越市から指示のあった発生場所において、収集すべき物が見当たらない場合は、その旨を即時、川越市に報告すること。
- (8) 受注者は、委託業務実施後、速やかに実施状況を記した報告書を川越市に提出するものとする。
- (9) 本業務委託の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由等を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承認を得る必要がある。
- (10) 受注者は、その他委託業務の詳細について、川越市と十分な打合せを行い、その指示に従わなければならない。

#### 8. 委託業務実施における注意事項

- (1) 受注者は、委託業務の従事者に対し安全確認を励行し、事故防止に十分注意しなければならない。
- (2) 受注者は、動物死体の運搬等にあたって、周辺の環境に与える影響に留意し、収集車両からの収集物飛散や汚水漏出の防止等に努めるものとする。
- (3) 受注者は、事業系ごみの許可業務等他の廃棄物収集運搬業務と混同して当該委託業務を実施してはならない。また、他市町村から排出された廃棄物を当該委託業務において収集運搬してはならない。
- (4) 受注者は、収集車両に定められた積載量を超えて動物死体を積載してはならない。また、このような過積載が判明した場合は、川越市の指示に従うとともに速やかにその解消に努めるものとする。
- (5) 収集作業中における収集車両へのいわゆる「ステップ乗車」等の危険行為は厳禁とする。
- (6) 受注者は、委託業務の従事者に受注者指定の衣服を着用させるとともに、公共サービスの従事者にふさわしい言動を身につけるよう指導し、市民とのトラブル防止に努めるものとする。

#### 9. 負担区分

委託業務に要する車両、用具、燃料等は、受注者の負担とする。

#### 10. 収集運搬車両の整備点検

受注者は、収集運搬に使用する車両を適正に整備点検するとともに、常に清潔を保持しなければならない。

#### 11. 委託業務着手時の書類提出

受注者は、委託業務の着手にあたり、次の書類を川越市に提出するものとする。また、変更があった場合も同様とする。

- (1) 業務従事者名簿（川越市指定様式）
- (2) 委託業務実施計画書（川越市指定方式）
- (3) 収集車両の一覧（川越市指定様式）、その自動車検査証及び自動車保険証券の写し
- (4) その他川越市が必要と認めるもの

## 12. 責任者の選任

受注者は、委託業務に従事する者の中からその監督及び川越市との連絡調整にあたる責任者1名を選任し、川越市に報告しなければならない。

## 13. 委託業務実施報告

受注者は、月毎にその月の委託業務の実施状況について次の書類をもって翌月5日までに川越市に報告を行うものとする。

- (1) 委託業務実施報告書（川越市指定様式）
- (2) その他川越市が必要と認めるもの

## 14. 委託料の支払い

委託料については、収集運搬1回あたりの単価にて委託契約を締結するものとし、川越市は、月毎に委託業務の実績に応じた委託料を受注者に支払うものとする。

また、発生場所において収集すべき物が見当たらなかった場合等については、契約金額に7/10を乗じた金額（1円未満端数切捨て）を受注者に支払うものとする。

なお、支払いは月締め翌月払いとする。

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

## 15. 事故報告

受注者は、委託業務の実施において事故が発生した場合は、速やかに川越市に報告しなければならない。

## 16. 労働安全衛生体制の確立

受注者は、「清掃事業における労働安全衛生管理要綱」に基づき策定した事業所における労働安全衛生対策の実施計画書を川越市に提出するものとする。また、この計画に基づいた労働安全衛生対策を受注者の負担と責任により実施するものとする。

## 17. 損害賠償

受注者は、本業務に際し、本市または第三者に損害を与えた場合、受注者の負担により損害を賠償するものとする。

## 18. 業務不履行の際の契約解除及び変更

(1) 受注者の自己の責任により、稼働車両台数の配置を怠った場合、あるいは、収集運搬業務を履行しなかった場合は、川越市は受注者に対して、契約の解除をできるものとする。

(2) 受注者が次のいずれかに該当するときは、川越市は契約を解除し、または委託料を減額することができるものとする。

ア 仕様書等に定める内容を実施していない等の業務不履行があったとき。

イ 適正な業務の実施を確保していないとき。

ウ 川越市が業務の是正または改善を指導したにも関わらず、これに従わないとき。

## 19. 予算の減額または削除による解除

この入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するもの

であり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。

20. その他の事項

- (1) 受注者は、委託業務の実施において知り得た情報等を他に漏らしてはならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義を生じたときは、その都度川越市と受注者で誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとする。
- (3) 本仕様書は、委託業務の概要を示すものであるから、受注者は、状況に応じて業務の性質上当然必要なことは、本仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって実施すること。

(別表)

	区 分	範 囲
①	国道 16 号	全区間 (古谷地区上江橋～大東地区南台)
②	国道 254 号	山田地区落合橋～琵琶橋交差点～小仙波南交差点 (国道 16 号の合流地点) まで 琵琶橋交差点～木野目北 (マクナルト) 交差点北側及び同交差点内
③	国道 254 号 (旧富士見川越有料道路)	全区間 (木野目北[マクナルト]交差点南側)
④	県道川越北環状線	全区間